

平成27年トラック運送事業者定期監督指導結果

和歌山労働局労働基準部監督課

和歌山労働局管下の5労働基準監督署が平成27年にトラック運送事業者に対して実施した定期監督（総合的監督指導を実施したもの）の結果は以下のとおりです。

監督指導実施結果の概要

	件数	違反率
監督実施事業場	72件	—
法違反事業場	53件	73.6%
改善基準告示違反事業場	35件	48.6%

① 労働基準法等の主要な違反事項

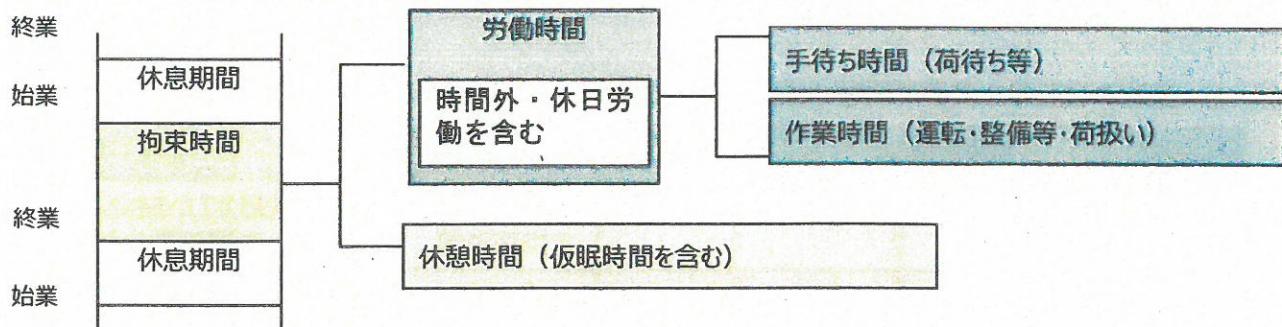
違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
労基法32条 (労働時間)	27件	37.5%	時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 時間外労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
労基法37条 (割増賃金)	6件	8.3%	法定時間外労働、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。

② 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項

違反事項	違反件数	違反率	違反の内容
最大拘束時間に関する違反	30件	41.7%	1日の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
休息期間に関する違反	21件	29.2%	1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
連続運転時間に関する違反	19件	26.4%	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの。

改善基準告示の概要(トラック運転者)

区分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内(15時間超えは1週2回まで)
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	<p>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。</p> <p>②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。</p> <p>③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日ににおける拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。</p> <p>④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。</p>



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。